

# 10月から「子ども手当」が変わります

≧ 申請をお忘れなく! ≦

(これまで子ども手当を受け取っていた方も含め、全ての方が申請が必要です。)

10月から「子ども手当」が変わります。主な変更内容については下記のとおりですが、これまで支給対象となる方が変わる場合がありますので、子ども手当を受給されていた方も含め、申請は全ての方が必要となります。

これまで子ども手当を受給されていた方については、10月中に申請案内を送付しておりますので、内容をご確認のうえ、お早めに手続きされますようお願いいたします。

## 今までの子ども手当と違うところは…

### 1. 子どもが国内に住んでいること

原則として、子どもが日本国内に住んでいる場合に子ども手当を支給します。

ただし、子どもが海外に留学している場合は、子ども手当を受け取ることができません。

### 2. 子どもと同居している方を優先

父母が別居している場合は、お子さんと同居している方に支給される場合があります。

ただし、単身赴任などにより別居している場合はこれまでと同様の取扱いとなります。

### 3. 海外にいる父母が指定する人に支給

父母が海外に住んでいる場合、日本国内に住む子

どもを養育している人を指定すれば、指定された方に子ども手当を支給します。

### 4. 児童福祉施設の設置者に支給

子どもが児童福祉施設等に入所している場合は、その施設の設置者に子ども手当を支給します。

### 5. 支給金額(平成23年10月分～平成24年3月分)

◆ 0歳～3歳未満 15,000円(一律)

◆ 3歳～小学校修了前 10,000円  
(第3子以降 15,000円)

◆ 中学生 10,000円(一律)

※10月分～1月分の手当は平成24年2月に、2月・3月分の手当は平成24年6月に支払われます。

平成24年3月末までに申請をすれば、10月分からの手当を受け取ることができます。

ご注意ください!

次の方は3月までに申請しても遡って受け取れませんので、速やかに申請してください。

- ・10月以降に他の市町村へ転出した方
- ・10月以降にお子さんが生まれた方

10月以降に他の市町村へ転出した方は、転出した日(転出予定日)の次の日から、10月以降にお子さんが生まれた方は、お子さんが生まれた日の次の日から数えて15日を経過するまでに必ず申請してください。



◆ 問い合わせ先 ◆ 福祉課 TEL 85-2190  
琴丘総合支所地域生活係 TEL 87-3516 山本総合支所地域生活係 TEL 83-2115

## 人権擁護委員の退職及び新任委員のご紹介

任期満了に伴い、1名が退任になり、新たに1名の方が就任されましたのでご紹介いたします。

退任委員 堀田キミ子さん

新任委員 工藤 富直さん